

次期栃木県情報セキュリティクラウド構築業務公募型プロポーザル実施要領

令和8(2026)年4月

栃木県経営管理部行政改革ICT推進課

1 趣旨・目的

この要領は、栃木県が「次期栃木県情報セキュリティクラウド構築業務」を委託するに当たり、最も的確な事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

次期栃木県情報セキュリティクラウド構築業務

(2) 業務内容

栃木県では、県内の各市町が個別に管理しているインターネットへのアクセスを、県及び県内25市町が協力して、監視及びログ分析・解析等の高度なセキュリティ対策を実施する栃木県情報セキュリティクラウドを共同で利用している。

業務内容は、仕様書の内容を満たしたセキュリティクラウドサービスの構築業務とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9(2027)年3月31日(水)まで

(4) 委託料上限額

157,256,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、上記の金額は令和8年度中に契約する設計構築費用の上限額であり、令和9(2027)年4月1日以降にかかる費用等については、以下のとおりとし、技術提案書の評価対象とする。

ア 運用保守サービス費用、オプション機能にかかる費用及びその他(回線利用等)の5年間の総額は1,087,724,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

イ アの金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模感を示すためのものである。

ウ 仕様書「(別紙1) 必須要件及びオプション機能利用希望数」を踏まえてアの内容を見積もること。

エ 予算については、各年度の予算成立をもって有効となるものとする。

(5) 担当所属及び問合せ先

郵便番号320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20

栃木県経営管理部行政改革ICT推進課 情報基盤担当

電話 028-623-2213 電子メール securitycloud@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

技術提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(2) 栃木県物品調達等競争入札参加資格者等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、業種区分

の大分類「N 通信、情報処理」の入札参加資格を有する者であること。又は技術提案書の提出日までに資格を取得する見込みであること。

- (3) 実施要領の公表から技術提案書の提出期限までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは、第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。
- (6) 国（省庁）や都道府県庁または大規模組織（従業員数が1,000名以上の組織）が委託するセキュリティ監視システムの構築・運用業務等、本調達と関連する業務に係る請負実績を複数件有すること。
- (7) 過去5年の間に、国（省庁）や都道府県庁において、インターネット接続環境（情報セキュリティ対策環境を含む。）を構築し、運用を開始した実績を有すること。
- (8) ISO/IEC27001:2022（JISQ27001:2023）及び、ISO/IEC27017:2015（JISQ27017:2016）の取得又は ISMAP の登録があること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和8（2026）年4月10日（金）
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和8（2026）年4月24日（金）午後3時必着
ウ 質問に対する回答	令和8（2026）年5月7日（木）
エ 参加表明書の提出期限	令和8（2026）年5月8日（金）午後3時必着
オ 技術提案書の提出期限	令和8（2026）年5月20日（水）午後3時必着
カ プレゼンテーション（予定）	令和8（2026）年5月27日（水）又は同年5月28日（木）
キ プロポーザル審査実施（予定）	令和8（2026）年5月27日（水）又は同年5月28日（木）
ク 審査結果の通知・公表	令和8（2026）年5月29日（金）

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間：令和8（2026）年4月10日（金）～同年5月7日（木）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

イ 配布書類

- (ア) 実施要領（本要領）
- (イ) 別記様式1 秘密保持誓約書
- (ウ) 別記様式2 参加表明書
- (エ) 別記様式3 参加資格確認書

- (オ) 別記様式4 業務実績確認書
- (カ) 別記様式5 質問書
- (キ) 別記様式6 技術提案書
- (ク) 評価項目及び評価基準
- (ケ) 仕様書及び仕様書別紙
- (コ) 個人情報取扱特記事項
- (サ) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項

ウ 配布場所：2(5)の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ「ホーム > 産業・しごと > 入札・公売 > 入札・公募（業務委託）」に掲載している本業務に関するページからダウンロードできる。なお、「仕様書及び仕様書別紙」の配布については、4(4)を参照すること。

※URL (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>)

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、質問書（別記様式5）により電子メールで提出すること。

ア 受付期間：令和8（2026）年4月10日（金）～同年4月24日（金） 午後3時必着

イ 質疑方法：電子メールにより、2(5)の担当所属に提出すること。

ウ 回答期日：令和8（2026）年5月7日（木）

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ（4(2)ウのURL）に掲載する。

なお、質問の内容によっては、質問者にのみ電子メール等で回答することがある。

(4) 仕様書及び仕様書別紙の交付

4(2)イ(ケ)の「仕様書及び仕様書別紙」については、栃木県及び県内25市町のセキュリティ対策等の情報を含むことから、参加を予定している者にのみ交付する。交付に当たっては、以下のアの提出書類を作成し、電子メールにより提出すること。

ア 提出書類：秘密保持誓約書（別記様式1） ※要押印

イ 提出期限：令和8（2026）年4月24日（金）午後3時必着

※提出期限後に到着した秘密保持誓約書は無効とする。

ウ 提出先：2(5)の電子メールアドレス

エ 提出方法：電子メール

※到達の確認のため電話連絡を行うこと。なお、押印した原本については2(5)の場所に原本を持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること（令和8（2026）年5月7日（木）午後5時必着。土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）。

オ 交付期間：「仕様書及び仕様書別紙」の交付期間は令和8（2026）年4月10日（金）から同年5月7日（木）午後5時までとする。

カ 交付方法：原則、適正な誓約書が添付された電子メールを受領してから2開庁日以内に、PDF形式で電子メールにて交付する。

(5) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のアの提出書類を作成し、電子メールにより提出すること。

ア 提出書類：

- (ア) 参加表明書（別記様式2）
- (イ) 参加資格確認書（別記様式3）
- (ウ) 業務実績確認書（別記様式4）
- (エ) 3（8）を満たすことを証明する登録証等の写し

イ 提出期限：令和8（2026）年5月8日（金）午後3時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

ウ 提出先：2（5）の電子メールアドレス

エ 提出方法：電子メール

※到達の確認のため電話連絡を行うこと。

オ 提出書類の作成について

- (ア) 様式順にページ番号を付すこと。
- (イ) 別記様式4については、用紙が不足する場合は記載する枠を広げ、複数のページに渡り記載しても差し支えない。
- (ウ) 提出部数は1部とする。

カ 参加資格の確認について

参加表明書を提出した者に対して参加資格を確認し、その結果を通知する。参加資格を得た者のみが技術提案書を提出することができる。

ただし、4（1）オの技術提案書の提出期限までに参加資格の要件に該当しなくなった者は、参加資格を失い、契約候補者を選定する対象者とししない。

(6) 技術提案書の提出

4（5）カの参加資格の確認を受けた者は、「仕様書及び仕様書別紙」及び以下のア〜クに基づいて技術提案書を作成し、持参又は郵送及び電子メールの両方により提出すること。

ア 技術提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。カラー印刷とすること。

イ 技術提案書の総枚数は概ね50枚（100ページ）までとする。

ウ 以下の(ア)、(イ)、「評価項目及び評価基準」及び「仕様書及び仕様書別紙」を踏まえてわかりやすく作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(ア) 技術提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）

(イ) 見積額

※設計構築費用、運用保守サービス費用、オプション機能にかかる費用及びその他（回線利用等）を明確に区別して提示し、オプション機能にかかる費用及びその他（回線利用等）については、利用団体ごとの負担額を提示すること。

※設計構築費用については「地方公共団体サイバーセキュリティ対策事業費補助金」の充当を予定しているため、対象となる費用の内訳を提示すること。

※オプション機能については、機能ごとの単価契約とするため、「仕様書及び仕様書別紙」に示す算出単位に応じた単価を明示的に示した内訳を提示すること。

エ 提出資料：技術提案書（別記様式6）

提案者が独自に作成した技術提案資料を添付すること。

オ 提出期限：令和8（2026）年5月20日（水）午後3時必着

（持参又は郵送については、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

※提出期限後に到着した技術提案書は無効とする。

カ 提出先：2（5）の担当所属及び電子メールアドレス

キ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）及び電子メール

なお、電子メールでの提出について、提出資料のデータ容量が10MBを超える場合は、提案者が契約する大容量ファイル転送サービス等を用いて2（5）の電子メールアドレスに送付すること。

※持参又は郵送（書留郵便に限る。）及び電子メールの両方について、それぞれ到達確認のため電話連絡を行うこと。

ク 技術提案書は1者1提案とする。

ケ 技術提案書の持参又は郵送での提出部数は、11部（正本1部、副本10部）とし、電子メールでの提出部数は2部（正本1部、副本1部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

コ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。ただし、設計構築費用のみの見積書とする。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、技術提案書の設計構築費用の見積額と整合させること。

（7）技術提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 技術提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることがある。

オ 提案者は、技術提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

カ 技術提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

キ 提出された技術提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ク 技術提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

ケ 技術提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

「評価項目及び評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

技術提案書について、プレゼンテーション（40分以内）及びヒアリング（30分以内）を令和8（2026）年5月27日（水）又は28日（木）に栃木県庁内で実施する。日時及び場所については、令和8（2026）年5月22日（金）までに別途通知する。

(3) 審査方法

技術提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(4) 契約候補者の選定方法

- ア 辞退者及び失格者を除いた提案者のうち、最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者として選定する。
- イ アに該当する提案者が複数あった場合は、各選定委員の評点合計の平均（以下「総合点」という。）が最も高い者を契約候補者として選定する。
- ウ イに該当する提案者が複数あった場合は、見積金額が最も安価であった者を候補者として選定する。
- エ ア、イ及びウに関わらず総合点が60点未満の場合は、当該提案者を契約候補者として選定しない。提案者が1者の場合も同様とする。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書（設計構築費用）の金額が2（4）の委託料上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページ（4（2）ウのURL）で公表する。なお、審査内容に係る質問や異議は受け付けない。

(1) 契約候補者の名称、当該契約候補者を最高点と評価した選定委員の数、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の提案者の数及びそれぞれの総合点

※参加者が2者の場合、次点者の評価の総合点は公表しない。

7 契約手続

(1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協

議が調った場合、委託契約を締結する。協議においては、技術提案書の内容について追加、変更、削除を求めることがある。

- (2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (4) 令和9(2027)年4月1日から令和14(2032)年3月31日までの運用保守サービスについても、技術提案書の内容を基に協議し、別途交渉の上契約を締結する。
- (5) 契約書に当たり「個人情報取扱特記事項」「暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項」に記載の事項を遵守することとし、契約書作成時に契約書に添付すること。
- (6) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に変わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

8 その他

- (1) 技術提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。